

作成年月日	令和3年3月15日
作成部局課室名	健康福祉部健康局生活衛生課

兵庫県動物愛護管理推進計画の改正

環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が昨年4月に改正されたため、その内容に即して定めることとされている「兵庫県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）を改正する。（令和3年4月1日施行）

1 基本指針の改正概要

基本指針の①動物の適正飼養の推進、②返還・譲渡の推進、③所有者のいない猫への対応、④動物取扱業の適正化、⑤災害対策の項目等について追加・修正等され、動物の所有者等の責務をより明確化し、適正飼養を更に推進する内容に改正された。

2 推進計画

兵庫県における動物の愛護及び管理に関する行政を推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを行うための計画である。

（1）計画期間

令和3年度から12年度までの10年間（基本指針で示された期間）

※現行の推進計画は平成26年度から35年度までの10年間の計画であるが、基本指針の改正から10年計画を策定することとなっている。

（2）改正概要

基本指針の改正内容に即し、兵庫県動物愛護管理推進協議会の意見も踏まえ、推進計画に下記の内容を追加等する。

項目	推進計画に追加等する内容
①犬の飼い主に対する指導	・飼養基準の遵守、繁殖制限、所有者明示(マイクロチップ)の啓発 ・関係機関との連携強化による多頭飼育の未然防止
②猫の飼い主に対する指導	・飼養基準の遵守、繁殖制限、所有者明示(マイクロチップ)の啓発 ・猫の屋内飼養モジュールの整備・活用による屋内飼養の啓発 ・関係機関との連携強化による多頭飼育の未然防止
③飼い主のいない猫対応	・「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」の積極活用 ・無責任な餌やり行為が望ましくないことの啓発
④動物取扱業の適正化	・飼養基準の遵守、帳簿の備付け対象動物及び業種の拡大、販売犬・猫へのマイクロチップ装着の徹底指導
⑤特定動物からの侵害防止	・ライオン・ワニ等特定動物の愛玩目的の飼養禁止、特定動物交雑種の規制対象化の周知徹底
⑥犬・猫の譲渡	・ボランティアの協力による離乳前の子犬・子猫の保育・育成、譲渡 ・適正な団体との連携強化による譲渡の推進
⑦災害対策	・ペットの預かり先確保等平時の備えに関する啓発 ・ペットを連れた防災訓練の実施

（3）パブリック・コメント（令和3年1月18日から2月7日）の結果

意見等の提出件数：49件（8人）

（内訳）①意見を反映	3件	②既に盛り込み済み	14件
③原案のとおり	13件	④今後の取り組みの参考	7件
⑤その他	12件		

兵庫県動物愛護管理推進計画の概要【計画期間：令和3～12年度】



※（一社）兵庫県獣医師会「狂犬病予防注射実施率向上計画」